証券コード　7522
平成29年６月９日

株　主　各　位

東京都大田区羽田一丁目１番３号
ワ　タ　ミ　株　式　会　社
代表取締役社長　清　水　邦　晃

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月23日（金曜日）午後６時までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年６月25日（日曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都港区高輪三丁目１３番３号
　　ＳＨＩＮＡＧＡＷＡ　ＧＯＯＳ　1F
　　TKPガーデンシティ品川
３．目的事項
　報告事項　１．第31期（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第31期（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　取締役６名選任の件
　　第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.watami.co.jp/）に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

① 事業報告の株式の状況および新株予約権等の状況
② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
③ 連結計算書類の連結注記表
④ 計算書類の株主資本等変動計算書
⑤ 計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

（提供書面）

事　業　報　告

（自　平成28年４月１日
　至　平成29年３月31日）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や雇用環境の持続的な改善が見られました。一方、個人消費低迷の長期化と、米国新大統領就任に伴う政策変更や英国のＥＵ離脱問題等の国内景気への影響など、依然として先行きは不透明な状況にあります。

このような環境下、「地球上で一番たくさんのありがとうを集めるグループになろう」というグループスローガンのもと、各事業分野においてお客様のありがとうを集める活動を展開してまいりました。

各事業セグメントの業績は以下のとおりです。

（国内外食事業）

国内外食事業におきましては、７店舗の新規出店を実施いたしました。一方では17店舗の撤退を行い、当連結会計年度末の店舗数は479店舗となりました。既存店売上高前年比は103.3％、既存店客数前年比は101.2％となっております。業態転換等による売上獲得施策と店舗オペレーションの改善等による収益改善施策を実施し、黒字化に向けた改善が進んでおります。

国内外食事業における売上高は47,936百万円（前期比99.2％）、セグメント損失は221百万円（前期は1,535百万円の損失）となりました。

（宅食事業）

宅食事業におきましては、当連結会計年度末の営業拠点数は532ヶ所となっております。３月の最終週における調理済み商品の平日１日あたりお届け数は228千食（前年同月最終週は225千食）となっております。商品製造拠点における生産性向上の取り組みが奏功したことなどもあり、減収ながら増益となっております。

宅食事業における売上高は35,933百万円（前期比95.6％）、セグメント利益は2,462百万円（前期比118.8％）となりました。

（海外外食事業）

海外外食事業におきましては、７店舗の新規出店を実施いたしました。一方では18店舗の撤退を行い、当連結会計年度末の店舗数は86店舗（前期は97店舗）となりました。既存店売上高前年比は92.1％、既存店客数前年比は88.1％となっております。不採算店舗の撤退も進めておりますが、特に上海エリアにおける売上高減少の影響が大きく、海外外食事業全体としての収益改善途上となっております。

海外外食事業における売上高は12,815百万円（前期比81.2％）、セグメント損失は54百万円（前期は264百万円の損失）となっております。

（環境事業）

環境事業におきましては、再生可能エネルギーを中心とした電力小売事業を中心に展開しております。電力供給量の増加に伴い電力小売事業の売上高前年比は1,276百万円増となりました。

一方、前連結会計年度において、高収益であったメガ・ソーラー事業の分離を行った結果、売上高は2,626百万円（前期比112.9％）、セグメント利益は45百万円（前期比17.1％）となりました。

（農業）

農業におきましては、有機農産物の生産、酪農畜産および乳加工品製造を行っております。販路拡大、反収向上（前期比103.6％）に取り組みましたが、青果物市況等の価格変動による収益減となりました。その結果、売上高は1,000百万円（前期比154.1％）、セグメント損失は196百万円（前期は96百万円の損失）となりました。

当連結会計年度における当社グループの成果は、上記のように厳しい収益環境のもと、業績改善施策の遂行に努めました。その結果、売上高は100,312百万円（前期比78.2％）となり、営業利益は182百万円（前期は290百万円の営業損失）、経常利益は717百万円（前期は1,132百万円の経常損失）と、３期振りの黒字を果たすことが出来ました。しかしながら、減損損失2,107百万円等の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失は1,833百万円（前年同期は7,810百万円の利益）となりました。

《平成29年３月期連結実績》　（単位：百万円／％）

区分	実績	前期比
売上高	100,312	78.2
経常利益	717	-
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△1,833	-

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、2,657百万円（店舗賃借に係る保証金292百万円を含む）であり、主として業態転換及び下記店舗の出店によるものであります。

■国内外食事業

名称	店名			
炭旬 4店舗	鶏炭家 Eichan	炭火串焼と旬鮮料理の店 スケイチ	やさい巻き串の獅志丸	遠州葵家
TGI Friday's 2店舗	五反田店	お台場アクアシティ店		
その他業態 1店舗	オリーブチキン bb.q OLIVE CHICKEN cafe'			

■海外外食事業

名称	店名			
店舗 7店舗	銅鑼湾（香港）	雅蘭中心店（香港）	皇室堡店（香港）	林口店（台湾）
	敦南店（台湾）	KOBA（韓国）	Uptown mall（フィリピン）	

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第 28 期 (平成26年３月期)	第 29 期 (平成27年３月期)	第 30 期 (平成28年３月期)	第 31 期 (平成29年３月期)
売　　上　　高	163,155	155,310	128,246	100,312
経常利益又は経常損失(△)	2,133	△3,406	△1,132	717
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△4,912	△12,857	7,810	△1,833
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	△123円81銭	△344円31銭	209円13銭	△46円89銭
総　　資　　産	127,910	130,904	50,767	41,129
純　　資　　産	22,768	10,007	19,099	16,904
１株当たり純資産額(円)	600円10銭	257円20銭	479円23銭	424円59銭

⑶ 重要な子会社の状況

（単位：百万円／％）

会　社　名	資本金	議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
和民國際有限公司	8,421	100.0	海外の外食事業におけるフランチャイズ事業の展開、海外現地法人の管理及び海外エリア進出の戦略立案・実行
㈲ワタミファーム	3	25.0	農産物の生産販売、農産加工品の製造・販売及びワタミ㈱に対する農産物の納入
ワタミファーム＆エナジー㈱	194	100.0	再生可能エネルギー事業、農産物の集荷 廃棄物管理

⑷ 対処すべき課題

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況について

当社グループは、当連結会計年度において、717百万円の経常利益の黒字化を達成したものの、減損損失2,107百万円等の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失1,833百万円となり、前連結会計年度のワタミの介護株式の売却による特別利益15,126百万円を除くと、４期連続の親会社株主に帰属する当期純損失を計上することとなりました。また、当社グループの主力事業である国内外食事業は、当連結会計年度においても221百万円の営業損失を計上し、４期連続の営業損失となっております。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社グループは、当該状況を解消すべく、当連結会計年度において既存店売上高改善に大きく寄与した「ミライザカ」「三代目鳥メロ」への業態転換・看板変更を翌連結会計年度に80店舗程度実施することにより、国内外食事業における既存店売上高を前年比100.7％とすることを計画しております。また、不振業態の立て直しによる新たな顧客層の取り込み、自社製造拠点である「手づくり厨房」のフル活用など原価低減取り組み策の強化に取り組んでまいります。

海外外食事業においても、不採算店舗の整理、既存店舗の業態転換を進めるとともに、日本の本部との連携強化により、原価低減、店舗営業レベルの向上などグループ横断的な課題解決の体制を強化してまいります。

資金面では、当連結会計年度において３期振りに営業利益及び経常利益が黒字化したこともあり、株式会社横浜銀行をはじめとした主要取引行からの支援も継続して受けられる見込みであります。また、当連結会計年度末の現金預金残高が13,828百万円となり、借入金残高6,957百万円を上回る状況となっており、自己資本比率も40.3％であるなど、内部留保も一定水準を確保しており、財務状況及び当面の資金繰りには懸念がないと判断しております。

現在、これらの対応策を進めているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

なお、主要な事業等の課題につきましては、以下の通りであります。

① 国内外食事業

外食事業のなかでも当社グループが主に取り組む居酒屋事業は飲酒人口の減少などマーケットは縮小傾向が顕著であります。このような状況下において、継続的に既存店売上高前期比100％以上を達成するにはスクラップアンドビルドを行いながら、マーケットと向き合い、常に新しい価値を提供し続けることが重要であると考えております。今後は居酒屋事業にとどまることなく、新業態の開発・展開を図り、商品施策の見直し、ブランドの再構築により競争力の回復に努め、併せてコスト構造の継続した改善を図ることで収益性の改善を進めてまいります。

② 宅食事業

宅食事業は、高齢化社会の進展とともにマーケットが拡大する一方、競争環境も激化しており、商品力の強化、販売促進の見直し、営業体制の強化等により、新規顧客の獲得による市場シェアの拡大を図ることが必要であります。また、お客様の利便性の更なる向上を図り、長期継続利用のインセンティブとなる囲い込み施策の強化を図ってまいります。

さらに、高齢者のさまざまな食のニーズに対応すべく、営業対象をこれまでの個人顧客のみならず、介護施設など法人顧客にも拡大していきます。業務提携を行い販売チャネルの多様化を図るなど、業容の拡大に努めてまいります。

③ 海外外食事業

海外外食事業は、アジア圏の経済成長にともない日本食マーケットが拡大する一方、競争環境も激化しております。このような状況下において、現在出店する商業施設のオーナー様のテナント入替ニーズ、細分化するお客様の飲食ニーズに応えるためには、好立地の確保が重要であると考えております。また、日本国内以上にマーケットの変化が激しく、競合店出店による集客力の低下、不動産施設費の高騰、人件費の上昇など収益環境が短期間で悪化する事例も散見されることから、戦略的にスクラップアンドビルドを進める必要があります。変化する経営環境に即応するためにも、マネジメント体制の再構築を行い、お客様のニーズの変化に対応してまいります。

④　人材・教育

新卒採用及び中途採用に関して厳しい採用環境が続いております。このような状況下、グループ経営理念に基づく継続的な採用を進める中で、福利厚生制度の充実や労働環境の改善等による離職率の低減に努め、今後の事業展開の中核となる人材育成の育成・強化を図ってまいります。

また、グループの経営課題が多岐にわたるなか、その課題解決に資する知見を有した経営幹部人材の登用も重要であると認識しており、併せて進めてまいります。

⑸　主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

区　　分	事　　業　　内　　容
国内外食事業	食品の製造、フランチャイズ加盟店、介護施設への納入、問屋から飲料類を仕入れ、飲食店の経営ならびに外食事業におけるフランチャイズ事業の展開
宅食事業	食料品材料セット及び調理済み商品の製造、販売、宅配
海外外食事業	海外の外食事業におけるフランチャイズ事業の展開、海外現地法人の管理及び海外エリア進出の戦略立案・実行、海外各地域における飲食店の経営
環境事業	再生可能エネルギー施設の管理・運営、及び再生可能エネルギーの販売、廃棄物管理
農業	農産物の生産・販売、農産加工品の製造・販売及び集中仕込みセンターへの農産物の納入

⑹　主要な事業所（平成29年３月31日現在）

①　当社の主要な事業所

本社	東京都大田区羽田一丁目１番３号
工場	相模原センター（神奈川県相模原市） 東松山センター（埼玉県比企郡滑川町）、他計12ヶ所

②　主要な子会社の事業所

和民國際有限公司	本　社	香港
㈲ワタミファーム	本　社	千葉県山武市
ワタミファーム＆エナジー㈱	本　社	東京都大田区

③　国内外食店舗数の状況

業態名	地域	店舗数
「和民」「坐・和民」	北海道	4
	東北	8
	関東	102
	北陸・甲信越	6
	東海	21
	関西	38
	中国・四国	15
	九州	8
	小計	202
「ＧＯＨＡＮ」	関東	8
「わたみん家」	北海道	2
	東北	3
	関東	51
	北陸・甲信越	5
	東海	5
	関西	15
	中国・四国	14
	九州	8
	小計	103
「炭旬」	東北	1
	関東	23
	東海	2
	関西	10
	中国・四国	2
	九州	1
	小計	39
「TGI Friday’s」	関東	13
	東海	1
	関西	2
	海外	1
	小計	17
「ミライザカ」	関東	32
	関西	3
	中国・四国	1
	九州	3
	小計	39

業態名	地域	店舗数
「鳥メロ」	関東	41
	東海	5
	関西	3
	中国・四国	2
	小計	51
その他	関東	18
	東海	2
	小計	20
国内外食合計		479

※ＦＣ店含む

④　宅食営業拠点数の状況

地域	営業拠点数
東北	18
関東	178
北陸・甲信越	37
東海	74
関西	95
中国・四国	42
九州	88
宅食合計	532

⑤　海外外食店舗数の状況

地域	店舗数
香港	28
中国	33
台湾	14
シンガポール	5
フィリピン	3
韓国	2
カンボジア	1
海外外食合計	86

※ＦＣ店含む

⑺ 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内外食事業	931（4,879）名	△35（△550）名
宅食事業	635（1,696）名	△59（△133）名
海外外食事業	1,324（950）名	△359（△181）名
環境事業	30（6）名	4（4）名
農業	23（37）名	△13（△7）名
その他	86（57）名	△27（△78）名
総計	3,029（7,625）名	△489（△945）名

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,665（6,559）名	△113（△734）名	39.4歳	7.45年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	2,684
株式会社みずほ銀行	1,450
株式会社三井住友銀行	1,400
三井住友信託銀行株式会社	370

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	清水邦晃	ＳＯＭＰＯケアネクスト株式会社社外取締役
取締役	門司実	Ｍ Ｄ 本部長
取締役	吉田光宏	農産加工品事業本部長
取締役	小田剛志	経営統括本部長 和民國際有限公司取締役
取締役	金野志保	日本弁護士連合会男女共同参画推進本部委員 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク監事 株式会社カカクコム社外取締役
取締役	中堤康之	西川産業株式会社取締役常務執行役員
取締役	金田勇	金田公認会計士事務所代表 金田税理士事務所代表 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科兼任講師 一般社団法人日本公認不正検査士協会監事
常勤監査役	千葉徹	
監査役	中西茂夫	
監査役	武藤多賀志	サントリー酒類株式会社執行役員市場開発本部長

（注）１．取締役金野志保氏、中堤康之氏及び金田勇氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

２．常勤監査役千葉徹氏、監査役中西茂夫氏及び武藤多賀志氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

３．取締役金野志保氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する豊富な経験や知見を有しており、また、企業監査役としての豊富な経験や知見を有しております。

４．取締役中堤康之氏は、株式会社ワコール、西川産業株式会社にて取締役等を歴任しており、会社経営に関する豊富な経験や知見を有しております。

５．取締役金田勇氏は、会計士・税理士として会計・税務に関する豊富な経験や知見を有しており、また、大学の専門機関にて管理会計・ガバナンスに関する専門的研究を行っており、企業の管理体制に対して豊富な経験や知見を有しております。

６．常勤監査役千葉徹氏は、銀行において長年企業金融業務を担当した経歴があり、財務及び会計に関する豊富な経験や知見を有しております。

７．監査役中西茂夫氏は、酒類・食品総合卸売商社の役員としての豊富な経験や知見を有しております。

８．監査役武藤多賀志氏は、酒類・販売メーカーの執行役員としての豊富な経験や知見を有しております。

９．当社は、取締役金野志保氏、中堤康之氏及び金田勇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役を除く。）及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款において取締役及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これに基づき、各社外取締役、各社外監査役は当社との間で会社法第４２７条第１項の規定に基づき、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	7名 （3）	73百万円 (14)
監査役 （うち社外監査役）	5名 （5）	8百万円 (8)
合計 （うち社外役員）	12名 （8）	81百万円 (23)

（注）1．上記には、平成28年６月26日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役２名を含んでおります。

2．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役の報酬限度額は、平成９年６月27日開催の第11期定時株主総会において月額15百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

4．監査役の報酬限度額は、平成９年６月27日開催の第11期定時株主総会において月額1.5百万円以内と決議いただいております。

5．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額９百万円（社外取締役を除く取締役４名に対し９百万円）

・ストック・オプションによる報酬額２百万円（社外取締役を除く取締役４名に対し２百万円）

④　社外役員に関する事項

ア．他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役金野志保氏は、日本弁護士連合会の男女共同参画推進本部委員、特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークの監事、株式会社カカクコム社外取締役を兼務しております。なお、当社グループと日本弁護士連合会、株式会社カカクコムとの間に特別の関係はございません。当社グループは日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークの会員として、法人会費を納付しております。

・取締役中堤康之氏は、西川産業株式会社取締役常務執行役員を兼務しております。なお、当社グループと兼職先との間に特別の関係はございません。

・取締役金田勇氏は、金田公認会計士事務所代表、金田税理士事務所代表、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授、法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科兼任講師、一般社団法人日本公認不正検査士協会監事を兼務しております。なお、当社グループと兼職先との間に特別の関係はございません。

・監査役武藤多賀志氏は、サントリー酒類株式会社執行役員市場開発本部長を兼務しております。なお、当社グループと同社グループとの間に間接的な商品仕入等の取引があります。

イ．当事業年度における主な活動状況

	取締役会出席率	監査役会出席率	発言状況
取締役　金野志保	100.0%	-	企業監査役及び弁護士としての豊富な経験や知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。
取締役　中堤康之	81.8%	-	会社経営に関する豊富な経験や知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。
取締役　金田　勇	100.0%	-	会計士・税理士として会計・税務に関する豊富な経験や知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。
監査役　千葉　徹	100.0%	100.0%	企業金融経験者としての豊富な経験や知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
監査役　中西茂夫	100.0%	100.0%	酒類・食品総合卸売商社の役員としての豊富な経験や知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
監査役　武藤多賀志	100.0%	100.0%	酒類・販売メーカーの執行役員としての豊富な経験や知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。

⑵ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	69百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

⑶ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

ⅰ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．コンプライアンス体制の基礎として、「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員としての行動基準」を定め、企業理念の基本姿勢を明確にするとともに、その周知徹底を図ることとする。

イ．全社員が定期的に実施される研修会において、企業理念に関して継続的に啓蒙教育を実施する。

ウ．執行部門から独立した内部監査部門を置き、内部監査規程に基づき定期監査及び臨時監査を行うこととする。

エ．取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞無く取締役会において報告するものとする。

オ．法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、当社とは独立した組織である「ワタミヘルプライン」を設け、社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。

カ．監査役は当社の法令遵守体制及び社内通報体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

ⅱ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で定められた期間、保存・管理することとする。

iii　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．当社は、当社の業務施行に係るリスクに関して、個々のリスクの領域毎に、当該リスクに関する事項を統括する担当取締役又は執行役員が、それぞれのリスク管理体制を整えることとする。

イ．不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

iv　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

イ．取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

v　当社及び当社子会社（以下「グループ会社」という）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員としての行動基準」を定め、これを基礎として、グループ会社の各社で諸規程を定めるものとする。

イ．グループ会社はすべて取締役会、監査役設置会社とし、当社の取締役または使用人が子会社の取締役、監査役に就任し、グループ会社の業務の適正を監視できる体制とする。

ウ．グループ会社の経営については、毎月開催される取締役会で子会社の取締役から業務執行状況、財務状況その他の重要情報について定期的に報告するものとする。

エ．グループ会社において、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象を発見した場合には、当社の主管部署及び監査役に報告する体制とする。グループ会社のリスク管理体制については、主管部署が総合的に指導及び支援を行うものとする。

オ．当社の内部監査担当者は、グループ会社に対する内部監査を定期的に実施し、業務の適正性を監査する。内部監査担当者はその結果を、適宜、当社監査役及び代表取締役に報告するものとする。

vi　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア．監査役の職務を補助する使用人について、取締役会は監査役と十分協議を行い、必要に応じて当該使用人を任命及び配置する。

イ．監査役を補助すべき使用人の評価、異動等については監査役に意見を求め、その意見を尊重する。

vii　グループ会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア．監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、グループ会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役から職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等について報告を受けるものとする。

イ．グループ会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況等を監査役に報告するものとする。

ウ．グループ会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役は、当社監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応するものとする。

エ．ワタミヘルプラインの通報状況について、当社の主管部署は監査役が出席するコンプライアンス委員会で報告を行うものとする。

オ．本項ア及びエの報告・通報をした者に対して、報告・通報をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを、内部通報規程及び就業規則等により禁止している。

viii　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行うものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

ⅰ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を定期的に開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員としての行動基準」を基に、各種研修会等において、企業理念に関する研修を実施しております。

執行部門から独立した内部監査部門がグループ会社の各部門に赴き、定期監査及び臨時監査を実施することで、リスクや対応の見直しを行い内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性と順守の教育を実施しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した監査実施計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しました。

ワタミヘルプラインを常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

また、大規模災害等を想定した対策訓練、帰宅困難者のための物資の確保等、不測の事態に備えております。

ⅱ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び関係書類等、取締役の職務の執行に係る各書類については、いずれも関係法令及び関連する社内規程に従って適切に保存及び保管しています。

ⅲ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントにつきましては、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施することとしており、リスク管理担当部門がリスクの識別、分類、分析、評価についての定期見直しを実施し、対応策の実施状況の検証を行いました。

iv　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「②　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要　i　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載の通り、取締役会を開催し、各事業部門の執行状況の把握をするとともに、重要事項について協議し、機動的な意思決定を行いました。

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、平成29年３月24日開催の取締役会において、執行役員の選任を行いました。

v　グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「②　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要　i　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載の通り、取締役会を開催し、グループ会社に対して、その営業活動を把握し、一定基準に該当する重要事項についての報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。また、各種研修会等において、企業理念に関する研修を実施しております。

vi　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役会は、監査役の求めに応じて監査役と十分協議を行い、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を任命及び配置する体制を整えております。また、当該使用人の評価、異動等に関しては監査役に意見を求め、その意見を尊重する体制を整えています。

vii　グループ会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア．監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、グループ会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役から職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等について報告を受けるものとしております。

イ．グループ会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況等を監査役に報告しております。

ウ．グループ会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役は、当社監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応するものとしております。

エ．ワタミヘルプラインの通報状況について、当社の主管部署は監査役が出席するコンプライアンス委員会で報告を行っております。

オ．本項ア及びエの報告・通報をした者に対して、報告・通報をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを、内部通報規程及び就業規則等により禁止しています。

viii　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行っております。

⑷　会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

⑸　特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

⑹　親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	18,963	流動負債	15,054
現金及び預金	13,828	支払手形及び買掛金	3,345
売掛金	2,410	短期借入金	4,114
商品及び製品	281	リース債務	1,089
仕掛品	123	未払金	2,045
原材料及び貯蔵品	383	未払法人税等	391
繰延税金資産	37	未払費用	2,694
その他	1,928	賞与引当金	774
貸倒引当金	△30	役員賞与引当金	9
固定資産	22,166	販売促進引当金	49
有形固定資産	11,561	その他	540
建物及び構築物	7,931	固定負債	9,169
機械装置及び運搬具	378	長期借入金	2,843
土地	562	リース債務	1,887
リース資産	2,145	資産除去債務	3,184
建設仮勘定	74	その他	1,254
その他	468	負債合計	24,224
無形固定資産	1,244	（純資産の部）	
その他	1,244	株主資本	15,897
投資その他の資産	9,360	資本金	4,410
投資有価証券	67	資本剰余金	5,002
繰延税金資産	141	利益剰余金	10,612
差入保証金	7,785	自己株式	△4,128
投資固定資産	72	その他の包括利益累計額	701
その他	1,519	その他有価証券評価差額金	10
貸倒引当金	△227	為替換算調整勘定	690
		新株予約権	248
		非支配株主持分	57
		純資産合計	16,904
資産合計	41,129	負債純資産合計	41,129

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		100,312
売上原価		41,489
売上総利益		58,823
販売費及び一般管理費		58,640
営業利益		182
営業外収益		
受取利息	60	
協賛金収入	214	
助成金収入	80	
設備賃貸収入	487	
雑収入	651	1,493
営業外費用		
支払利息	177	
設備賃貸費用	462	
持分法による投資損失	41	
雑損失	276	958
経常利益		717
特別損失		
固定資産除却損	78	
減損損失	2,107	2,185
税金等調整前当期純損失（△）		△1,468
法人税、住民税及び事業税	307	
法人税等調整額	37	344
当期純損失（△）		△1,813
非支配株主に帰属する当期純利益		20
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		△1,833

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	11,590	流動負債	13,730
現金及び預金	6,966	買掛金	2,785
売掛金	1,630	短期借入金	800
商品及び製品	236	一年内返済予定の長期借入金	3,268
仕掛品	111	リース債務	1,078
原材料及び貯蔵品	199	未払金	1,949
前払費用	912	未払法人税等	361
短期貸付金	946	繰延税金負債	0
立替金	271	前受金	87
未収入金	274	未払費用	2,285
その他	81	預り金	314
貸倒引当金	△40	前受収益	104
固定資産	27,369	賞与引当金	635
有形固定資産	9,846	役員賞与引当金	9
建物	6,789	販売促進引当金	49
構築物	188	その他	0
機械及び装置	116	固定負債	8,330
車両運搬具	0	長期借入金	2,601
器具及び備品	139	リース債務	1,745
土地	539	繰延税金負債	173
リース資産	1,997	資産除去債務	2,746
建設仮勘定	73	預り保証金	846
無形固定資産	1,236	その他	217
商標権	9	負債合計	22,061
ソフトウェア	865	（純資産の部）	
ソフトウェア仮勘定	296	株主資本	16,640
電話加入権	64	資本金	4,410
投資その他の資産	16,285	資本剰余金	5,002
投資有価証券	36	資本準備金	5,002
関係会社株式	7,835	利益剰余金	11,355
関係会社出資金	100	利益準備金	107
長期貸付金	1,337	その他利益剰余金	11,248
破産更生債権等	191	別途積立金	9,600
長期前払費用	132	繰越利益剰余金	1,648
差入保証金	6,836	自己株式	△4,128
保険積立金	781	評価・換算差額等	10
投資固定資産	72	その他有価証券評価差額金	10
その他	109	新株予約権	248
貸倒引当金	△1,147	純資産合計	16,898
資産合計	38,959	負債・純資産合計	38,959

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		83,341
売上原価		34,507
売上総利益		48,834
販売費及び一般管理費		48,464
営業利益		369
営業外収益		
受取利息	35	
協賛金収入	193	
設備賃貸収入	487	
新株予約権戻入益	100	
雑収入	356	1,173
営業外費用		
支払利息	149	
設備賃貸費用	462	
貸倒引当金繰入額	358	
雑損失	95	1,065
経常利益		477
特別損失		
固定資産除却損	60	
減損損失	1,307	1,368
税引前当期純損失（△）		△891
法人税、住民税及び事業税	322	
法人税等調整額	△33	288
当期純損失（△）		△1,180

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月22日

ワタミ株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　羽　鳥　良　彰　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　坂　東　正　裕　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、ワタミ株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワタミ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月22日

ワタミ株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　羽　鳥　良　彰　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　坂　東　正　裕　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、ワタミ株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月22日

ワタミ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　千葉　徹　㊞

社外監査役　中西　茂夫　㊞

社外監査役　武藤　多賀志　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

平成29年３月期は、３期振りに営業利益、経常利益ともに黒字化をすることが出来ましたが、親会社株主に帰属する当期純損益は赤字となっております。本来、内部留保の積み上げの一部を株主の皆様へ配当として還元すべきであると認識しておりますが、今回は様々な施策が奏功し営業黒字化を果たしたことを踏まえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金５円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は195,469,885円となります。

なお、中間配当は無配となっておりますので、年間配当金は１株につき５円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月26日

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において経営の意思決定をより機動的に行えるよう１名減員し、取締役６名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	清水邦晃 （しみず くにあき） （昭和45年６月１日）	平成３年９月　当社入社 平成９年８月　当社東日本事業部部長 平成15年８月　当社執行役員兼ゴハン事業本部長 平成17年９月　㈱アールの介護取締役 平成18年４月　ワタミの介護㈱代表取締役社長 平成21年６月　当社取締役兼ワタミの介護㈱代表取締役社長 平成24年11月　当社常務取締役兼ワタミの介護㈱代表取締役社長 平成26年10月　当社常務取締役兼ワタミフードサービス㈱代表取締役社長 平成27年３月　当社代表取締役社長兼ワタミフードシステムズ㈱代表取締役 平成27年12月　当社代表取締役社長（現任） 平成27年12月　ＳＯＭＰＯケアネクスト㈱社外取締役（現任）	6,935株
2	門司実 （もんじ みのる） （昭和41年１月２日）	平成５年７月　当社入社 平成11年８月　当社商品開発部長 平成15年１月　当社執行役員商品開発部長 平成16年６月　当社取締役商品本部長 平成17年12月　当社取締役商品本部長兼海外事業本部長 平成20年６月　当社取締役兼ワタミ手づくりマーチャンダイジング㈱代表取締役社長 平成24年11月　当社常務取締役兼ワタミ手づくりマーチャンダイジング㈱代表取締役社長 平成26年10月　当社常務取締役兼ワタミタクショク㈱代表取締役社長 平成27年３月　当社常務取締役兼ワタミフードシステムズ㈱代表取締役 平成27年12月　当社取締役（現任）	4,455株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	吉田光宏 （よしだ みつひろ） （昭和35年5月9日）	昭和58年４月　三井生命保険㈱入社 平成９年９月　当社入社 平成10年12月　当社経営企画部長 平成15年４月　当社執行役員戦略統括本部長 平成15年７月　㈱ティージーアイ・フライデーズ・ジャパン営業執行責任者 平成16年３月　当社執行役員人材開発本部長 平成16年６月　当社取締役人材開発本部長 平成20年８月　当社取締役兼㈱タクショク代表取締役副社長 平成21年４月　当社取締役兼ワタミタクショク㈱代表取締役社長 平成24年11月　当社常務取締役兼ワタミタクショク㈱代表取締役社長 平成26年10月　当社常務取締役兼ワタミの介護㈱代表取締役社長 平成27年３月　当社取締役兼ワタミの介護㈱代表取締役社長 平成27年12月　当社取締役（現任）	5,000株
4	小田剛志 （おだ たけし） （昭和47年6月23日）	平成７年４月　㈱北海道銀行入行 平成13年７月　当社入社 平成17年４月　当社経理部長 平成22年４月　当社経営企画本部統括部長 平成26年４月　当社執行役員経営企画本部長 平成27年６月　当社取締役（現任）	1,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	中堤　康之 （なかつつみ やすゆき） （昭和27年8月25日）	昭和51年７月　㈱ワコール入社 平成４年４月　同社ワコールシンガポール代表取締役社長 平成19年４月　㈱ワコール執行役員ブランド事業本部西日本販売統括部長 平成20年４月　同社常務執行役員ブランド事業本部東日本販売統括部長 平成23年４月　同社取締役専務執行役員ワコールブランド事業本部長 平成26年４月　同社取締役副社長執行役員国内営業担当 平成28年６月　当社社外取締役（現任） 平成28年８月　西川産業㈱取締役常務執行役員（現任）	－株
6	金田　勇 （かねだ いさむ） （昭和30年７月10日）	昭和62年４月　太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人） 平成２年３月　金田公認会計士事務所代表（現任） 平成３年８月　金田税理士事務所代表（現任） 平成17年４月　青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授（現任） 平成18年４月　法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科兼任講師（現任） 平成19年12月　一般社団法人日本公認不正検査士協会監事（現任） 平成28年６月　当社社外取締役（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．中堤康之氏と金田勇氏は、社外取締役候補者であります。中堤康之氏と金田勇氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。
３．下記の理由により社外取締役各候補者を選任し、また、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
　中堤康之氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関する豊富な経験や知見をもとに、取締役会で積極的にご発言いただき、社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。
　金田勇氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、会計士・税理士として会計・税務に関する豊富な経験や知見をもとに、取締役会で積極的にご発言いただき、社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。
４．当社は中堤康之氏と金田勇氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、中堤康之氏と金田勇氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
５．中堤康之氏と金田勇氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は両氏とも本総会終結の時をもって１年となります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
清永　敬文 （きよなが　たかふみ） （昭和42年10月19日）	平成７年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） のぞみ総合法律事務所入所（現任）	－株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．補欠監査役候補者清永敬文氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。

３．補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由

⑴　補欠の社外監査役候補者とする理由

清永敬文氏につきましては、弁護士として培われた法律知識を、監査役に選任された場合に当社の監査体制に活かしていただくために、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

⑵　社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由

清永敬文氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する充分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：TKPガーデンシティ品川
東京都港区高輪三丁目13番３号
ＳＨＩＮＡＧＡＷＡ　ＧＯＯＳ　１Ｆ



＜交通＞　◆京急線品川駅下車高輪口徒歩１分
◆JR品川駅下車中央改札口（高輪口）徒歩１分
◆都営浅草線高輪台駅下車徒歩７分

※駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

＜受付＞　メイン会場が満席となった場合は第二会場にご案内させていただきますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
なお受付開始時間は午前９時を予定しております。
会場には株主様のみがご入場できます。同伴者様はご入場できませんので何卒ご了承ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。